

令和5年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和6年3月14日（木）

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) 日本標準産業分類の改定について
- (4) その他

3 閉 会

令和5年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和6年3月14日（木）

- No.1 特定最低賃金の改正に関わる意向表明（写） …P369
- No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 …P375
- No.3 茨城県特定最低賃金改正決定官報公示 …P378
- No.4 特定最低賃金全国改正状況 …P381
- No.5 最低賃金履行確保重点監督指導結果の推移 …P384
- No.6 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ
労働行政の拡充のための人員増を求める要請書（写）
（2024年2月22日付 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之） …P385
- No.7 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて …P386

令和6年2月15日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿



氏名 基幹労連茨城県本部
委員長 山中 俊典
所在地 茨城県鹿嶋市光3
電話 0299-84-2949



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和6年7月上旬

以上



令和6年2月26日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏名 電機連合茨城地協
議長 久保田 利 克 
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電話 029-273-1260

氏名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴 崎 禎 夫 
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、

補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和6年7月上旬

以 上

令和6年2月26日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏名 電機連合茨城地協
議長 久保田 利 克 (印)
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電話 029-273-1260

氏名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴崎 禎夫 (印)
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製

造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和6年7月上旬

以上

令和6年2月15日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏名 UAゼンセン茨城県支部
支部長 佐々木 琢郎
所在地 茨城県水戸市梅香2-1-39
電話 029-227-2962



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和6年7月上旬

以上



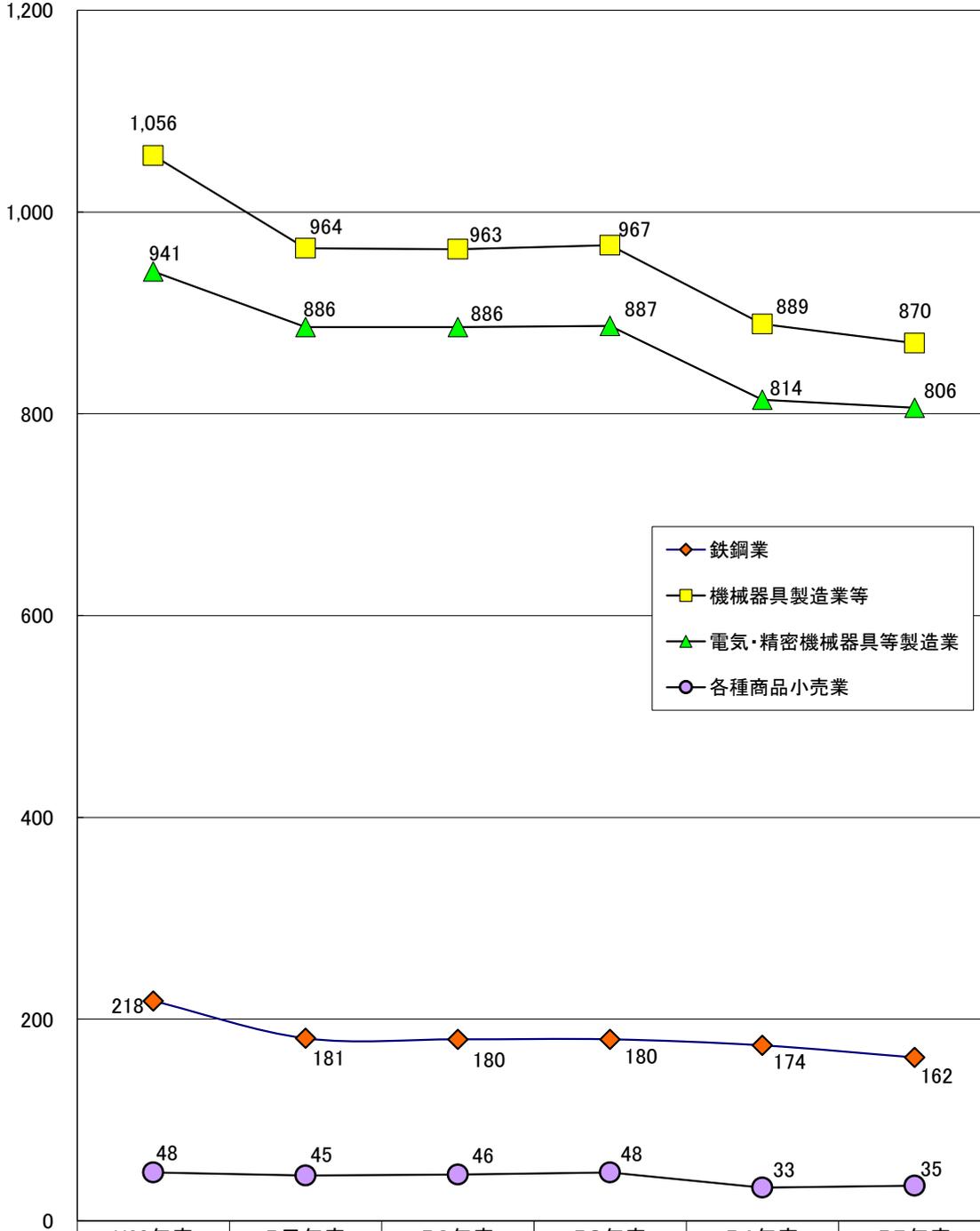
資料 2

特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

茨城労働局

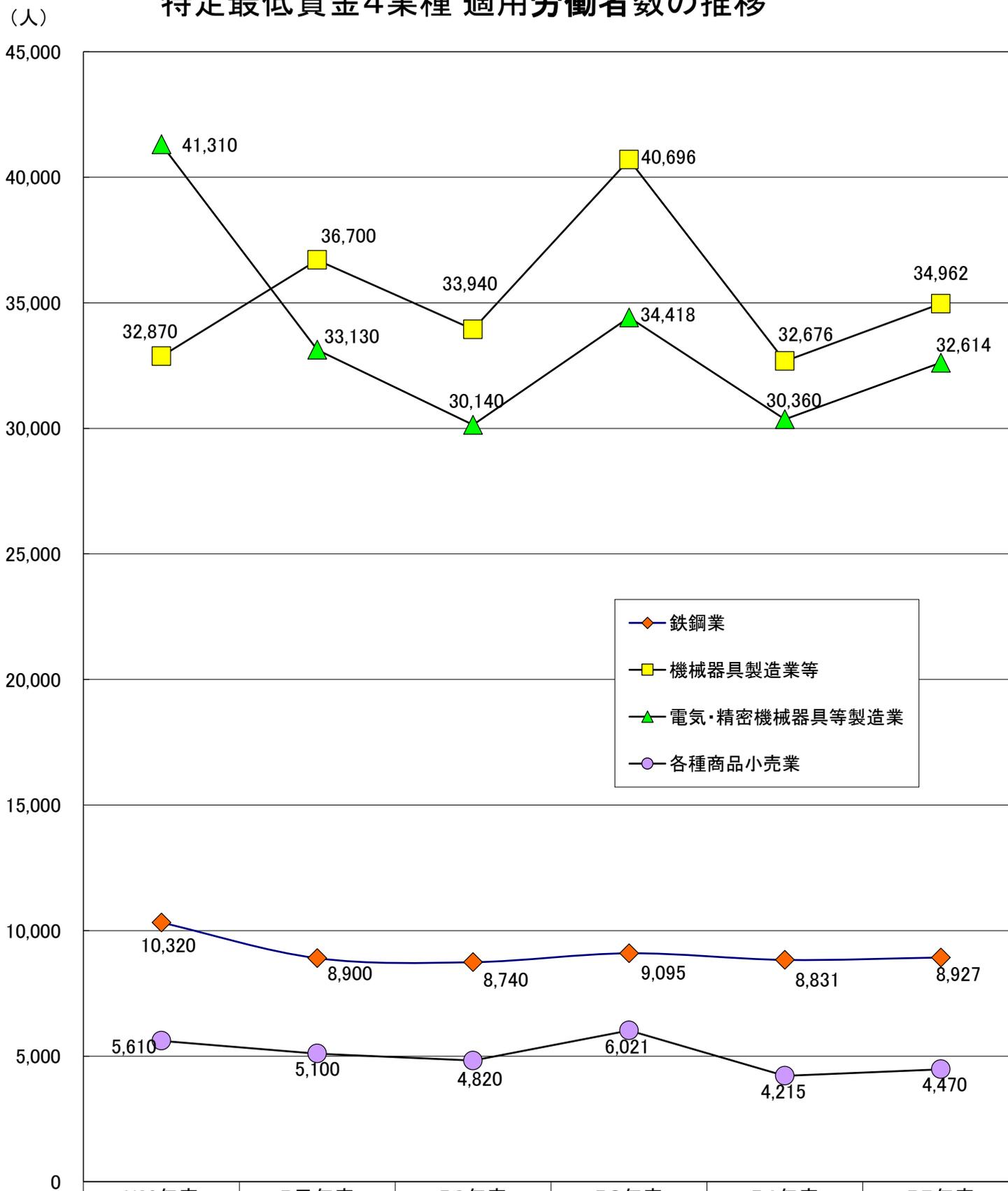
業 種	産 業 分 類		令和4年算定特定最賃 適用事業所数・労働者数		令和5年算定特定最賃 適用事業所数・労働者数		特 定 最 低 賃 金 効 力 発 生 年 月 日
			使用者	労働者	使用者	労働者	
鉄鋼業	E22	鉄鋼業	174	8,831	162	8,927	(1,046円) 令和5年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	E25、E26、 E271、E272、 (除：適用除外)	はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具製造業（除：適用除外）	889	32,676	870	34,962	(1,005円) 令和5年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具、時 計・同部分品製造業	E273、E274、 E275、E28、 E29、E30、 E323（除：適用 除外）	計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レンズ、電子 部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具、時計・同部 分品製造業（除：適用除外）	814	30,360	806	32,614	(1,002円) 令和5年12月31日
各種商品小売業	I56	各種商品小売業	33	4,215	35	4,470	(881円) 令和3年12月31日

(人) 特定最低賃金4業種 適用使用者数の推移



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
鉄鋼業	218	181	180	180	174	162
機械器具製造業等	1,056	964	963	967	889	870
電気・精密機械器具等製造業	941	886	886	887	814	806
各種商品小売業	48	45	46	48	33	35

特定最低賃金4業種 適用労働者数の推移



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
鉄鋼業	10,320	8,900	8,740	9,095	8,831	8,927
機械器具製造業等	32,870	36,700	33,940	40,696	32,676	34,962
電気・精密機械器具等製造業	41,310	33,130	30,140	34,418	30,360	32,614
各種商品小売業	5,610	5,100	4,820	6,021	4,215	4,470

・ 特定最低賃金適用労働者数については、経済センサス-活動調査(注)から算出した数に、当局で把握した新規事業場、廃止事業場の人数を加除し、その上で当該年度の「最低賃金にかかる基礎調査」から算出した除外労働者数を割り戻して算出した推測数である。

(注) 令和4年度まで : 平成28年経済センサス-活動調査
 令和5年度から : 令和3年経済センサス-活動調査

別紙様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

別紙1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山形県ポテト・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはる用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

山形労働局長 小林 学

第4号中「1時間919円」を「1時間961円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

山形労働局長 小林 学

第4号中「1時間903円」を「1時間945円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

山形労働局長 小林 学

第4号中「1時間919円」を「1時間961円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（令和2年山形労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

山形労働局長 小林 学

第4号中「1時間923円」を「1時間965円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県はる用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

茨城労働局長 澤口 浩司

第4号中「1時間964円」を「1時間1,005円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

栃木労働局長 奥村 英輝

第4号中「1時間971円」を「1時間1,008円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月31日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

福井労働局長 田原 孝明

第4号中「1時間915円」を「1時間933円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月24日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

愛媛労働局長 小宮山弘樹

第4号中「1時間947円」を「1時間987円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和5年11月22日

愛媛労働局長 小宮山弘樹

第4号中「1時間977円」を「1時間1,006円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月25日から効力を生ずる。



鑑 察

工 場 財 団

東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地ワテラスタワーレジデンス2507号直帰品久的工場財団に、群馬県渋川市伊香保町伊香保字淡路街道418番地1、418番地2、群馬県渋川市伊香保町伊香保字甲ノ中子516番地1、516番地2、516番地3、516番地4伊香保太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和5年11月22日

前橋地方方法務局渋川出張所

東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地ワテラスタワーレジデンス2507号直帰品久的工場財団に、群馬県渋川市伊香保町伊香保字甲境沢549番地1、渋川市伊香保太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和5年11月22日

前橋地方方法務局渋川出張所



建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和5年11月28日

- 1 関東地方整備局長 藤巻 浩之
処分をした年月日 令和5年11月7日
2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可官報第1075号に於てその旨を公告した日
東京都足立区栗原1-12-3-1F 相澤 行夫 国土交通大臣許可(般-2)第027865号

3 処分の内容 建設業法第29条の2第1項に基づき許可の取消し（土木工事業、及び土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4 処分の原因となった事実 グローバル・レスポンス株式会社の所在を確知できないため、令和5年10月4日付け官報第1075号に於てその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。このことが、建設業法第29条の2第1項に該当する。
5 告知 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁法があったことを知った日）から6か月以内に関を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる。（この処分又は裁法があったことを知った日から6か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁法の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）

2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月28日
福島労働局長 井口 真嘉
第4号中「1時間916円」を「1時間954円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具、電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機器、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月28日
茨城労働局長 澤口 浩司
第4号中「1時間961円」を「1時間1,002円」に改める。

附 則
この決定は、令和5年12月31日から効力を生ずる。
石川労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月28日
石川労働局長 長嶋 政弘
第4号中「1時間915円」を「1時間950円」に改める。

附 則
この決定は、令和5年12月31日から効力を生ずる。
島根労働局最低賃金公示第7号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、島根県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月28日
島根労働局長 宮口 真二
第4号中「1時間750円」を「1時間905円」に改める。

今般、沖縄労働局の関係労働者を代表する者榎原初美の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査官及び労働保険審査官を指し、下に記した関係労働者を代表する者の候補者を推薦された。

- 1 推薦資格 雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、沖縄労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3 推薦締切日 令和5年12月11日
4 推薦書及び添付書類の提出場所 沖縄労働局職業安定部職業安定課
別紙様式
令和5年11月28日
厚生労働大臣 武見 敬三

Table with 4 columns: 氏名, 年齢, 所属団体名及び当該地位, 略歴備考. Includes 榎原初美 and other candidates.

今般、青森労働局の関係労働者を代表する者大澤祥宏の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査官及び労働保険審査官を指し、下に記した関係労働者を代表する者の候補者を推薦された。

- 1 推薦資格 雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、青森労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3 推薦締切日 令和5年12月11日
4 推薦書及び添付書類の提出場所 青森労働局職業安定部職業安定課
別紙様式
令和5年11月28日
厚生労働大臣 武見 敬三

Table with 4 columns: 氏名, 年齢, 所属団体名及び当該地位, 略歴備考. Includes 大澤祥宏 and other candidates.

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

内閣府

安念 潤司 大橋 弘 尾形 優子
小黒 一正 落合 孝文 鬼頭 俊嗣
佐古 和恵 代田 牧子 杉山 幸
西村 訓弘 林 千晶 板東久美子
程 近智 増島 雅和 養田夏生利
新技術等効果評価委員会委員に任命する(各通)
(十一月十五日)

小川 裕子 上村 礼子 郷野智紗子
小林 富雄 末松 則子 藤原 真二
竹尾 真信 肥田木康正 眞木 寛
村尾 芳久 望月 健次 米山 廣明
食品ロス削減推進会議委員に任命する(各通)(十一月十九日)

皇室事項

行幸
天皇陛下は、十一月二十六日午後一時三十五分御出門、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団来日公演を御鑑賞のため、サントリホール(港区)へ行幸、同五時二十分観舞になられた。

官庁報告

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金(平成20年岩手労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
岩手労働局長 栗村 勝行

第4号中「1時間908円」を「1時間949円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年岩

手労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
岩手労働局長 栗村 勝行

第4号中「1時間886円」を「1時間925円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年岩手労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
岩手労働局長 栗村 勝行

第4号中「1時間87円」を「1時間917円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金(平成20年岩手労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
岩手労働局長 栗村 勝行

第4号中「1時間903円」を「1時間945円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
茨城労働局長 澤口 浩司

第4号中「1時間1,004円」を「1時間1,046円」に改める。

附 則

この決定は、令和5年12月31日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
新潟労働局長 西岡 邦昭

第4号中「1時間842円」を「1時間932円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金(平成25年和歌山労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和5年11月30日
和歌山労働局長 松浦 直行

第4号中「1時間1,008円」を「1時間1,050円」に改める。

公 告

通 告

道路交通事業財団

東京都千代田区平河町二丁目7番9号日本自動車ターミナル株式会社の道路交通事業財団に東京都大田区平和島二丁目1番1号京浜トラクタートラックターミナル、東京都板橋区高島平六丁目1番地板橋トラクタートラックターミナル、東京都江戸川区臨海町四丁目3番地葛西トラクタートラックターミナルの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和5年11月30日 東京法務局城南出張所

酒類の地理的表示を指定する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。)第2項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第8項の規定に基づき公告する。
令和5年11月30日
国税庁長官 住澤 整

Table with 2 columns: 名 称 (静岡 静岡県) and 産地の範囲 (清酒). Includes production basis and registration details.

表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないうちの商標その他の表示
相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出て下さい。
令和5年(家)第11233号
岡山県岡山市北区高柳東町11番38号
申立人 氏原 岳人
本籍高知県高知市愛宕山南町14番、最後の住所高知市愛宕山南町14番65-13号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和4年12月22日、出生の場所高知県長岡郡東豊水村、出生年月日昭和24年1月1日、職業無職
被相続人 亡 氏原 博
事務所高知市小津町5番5号
相続財産清算人 司法書士 小島洋二郎
催告期間満了日 令和6年6月6日
高知家庭裁判所

令和5年度 特定最低賃金改正状況

鉄鋼業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5 項適用
千葉	A	1,054	1,096	42			有
愛知	A	1,018	1,059	41			無
大阪	A	996	1,066	70			有
神奈川	A	(874)	-	-	-	(必要なし)	-
東京	A	(871)	-	-	-	(必要なし)	-
兵庫	B	1,024	1,065	41			有
広島	B	1,024	1,064	40			無
山口	B	1,024	1,064	40		非鉄金属を含む	有
福岡	B	1,010	1,053	43			有
岡山	B	1,010	1,050	40			有
和歌山	B	1,008	1,050	42			未
茨城	B	1,004	1,046	42			無
北海道	B	1,000	1,030	30			有
島根	B	987	1,034	47			有
宮城	B	983	1,003	20			有
静岡	B	979	1,012	33		非鉄金属を含む	有
群馬	B	976	1,017	41			有
大分	C	1,010	1,053	43			有
青森	C	958	992	34			未
岩手	C	908	949	41		金属製品を含む	無

令和5年度特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
大阪	A	1,028	1,070	42		金属製品、輸送機械を含む	有
愛知	A	(968)	-	-	-	(※必要性なし)	-
千葉	A	(922)	-	-	-	(※必要性なし)	-
神奈川	A	(857)	-	-	-	(※申出なし)	-
東京	A	(832)	-	-	-	(※申出なし)	-
香川	B	1,000	1,040	40			無
静岡	B	995	1,028	33		輸送機械を含む	有
兵庫	B	993	1,035	42			有
広島	B	984	1,020	36			有
滋賀	B	978	1,013	35			無
徳島	B	977	1,020	43			有
岡山	B	972	1,005	33			無
石川	B	971	1,000	29		金属製品、電気機器を含む	有
栃木	B	970	1,007	37			有
群馬	B	965	1,006	41			有
茨城	B	964	1,005	41			有
愛媛	B	963	997	34			有
島根	B	963	1,010	47			有
富山	B	960	995	35		輸送機械を含む	有
長野	B	956	994	38		輸送機械を含む	有
福井	B	915	933	18			無
奈良	B	(905)	-	-	-	(※必要性なし)	-
佐賀	C	929	974	45			無
山形	C	919	961	42			無
長崎	C	(875)	-	-	-	輸送機械を含む (※必要性なし)	-

令和5年度 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	1,013	1,055	42			無
千葉	A	1,013	1,055	42			有
大阪	A	994	1,068	74			有
愛知	A	(901)	-	-	-	(必要性なし)	-
神奈川	A	(890)	-	-	-	(申し出なし)	-
東京	A	(829)	-	-	-	(申し出なし)	-
京都	B	986	1,025	39			未
福岡	B	977	1,019	42			有
栃木	B	971	1,008	37			無
滋賀	B	965	1,003	38		精密機械を含む	無
新潟	B	965	1,005	40			有
群馬	B	965	1,006	41			有
静岡	B	964	997	33			有
兵庫	B	961	1,002	41			有
茨城	B	961	1,002	41		精密機械を含む	有
山梨	B	959	997	38			有
北海道	B	955	997	42			有
広島	B	953	995	42			無
三重	B	952	987	35			無
山口	B	948	986	38			有
愛媛	B	947	987	40			有
長野	B	945	983	38		精密機械を含む	有
香川	B	942	982	40			未
徳島	B	942	983	41			有
岡山	B	932	974	42			有
岐阜	B	929	965	36			有
石川	B	923	963	40			有
宮城	B	919	959	40			有
富山	B	910	951	41			有
島根	B	882	929	47			有
福島	B	(880)	-	-	-	(必要性なし)	-
奈良	B	(891)	-	-	-	(必要性なし)	-
福井	B	(857)	-	-	-	(必要性なし)	-
山形	C	903	945	42			無
佐賀	C	900	943	43			無
大分	C	896	941	45			有
熊本	C	896	940	44			有
秋田	C	891	930	39			有
青森	C	888	927	39			未
岩手	C	877	917	40			無
鳥取	C	859	906	47			有
長崎	C	(864)	-	-	-	(必要性なし)	-
鹿児島	C	(842)	-	-	-	(必要性なし)	-
宮崎	C	(831)	-	-	-	(必要性なし)	-

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	1,022	1,064	42			無
千葉	A	(887)	-	-	-	(必要性なし)	-
愛知	A	(875)	-	-	-	(必要性なし)	-
兵庫	B	963	1,002	39			有
栃木	B	971	1,008	37			有
福島	B	(889)	-	-	-	(必要性なし)	-
岩手	C	886	925	39			無

資料 5

最低賃金重点監督の推移

(実施一年)

茨城	30年			31年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率
01 製造業	116	15	12.9%	156	16	10.3%	87	13	14.9%	21	5	23.8%	119	11	9.2%	82	11	13.4%
01 食料品製造業	25	4	16.0%	38	7	18.4%	34	2	5.9%	11	4	36.4%	33	5	15.2%	8		
02 繊維工業				7			6			1	1	100.0%	4	1	25.0%	1		
03 衣服その他の繊維製品製造業	20			1			1	1	100.0%	3			4	2	50.0%	3		
04 木材・木製品製造業	1	1	100.0%	36	1	2.8%				1			4			1		
05 家具・装備品製造業				4			1			1			14	1	7.1%	2		
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	50.0%	3														
07 印刷・製本業	3	1	33.3%	7	1	14.3%	1			3						1		
08 化学工業	7	1	14.3%	9			3	1	33.3%				25			10	3	30.0%
09 窯業土石製品製造業				1									1	1	100.0%	3		
10 鉄鋼業													2			5		
11 非鉄金属製造業				5	1	20.0%												
12 金属製品製造業	4			11			6	1	16.7%				7	1	14.3%	3	1	33.3%
13 一般機械器具製造業	16	2	12.5%	5			9	3	33.3%				6			14	4	28.6%
14 電気機械器具製造業	17	1	5.9%	16	3	18.8%	19	4	21.1%				9			12		
15 輸送機械等製造業	7	2	28.6%	4	1	25.0%	1			1			2			2		
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	14	2	14.3%	9	2	22.2%	6	1	16.7%				8			17	3	17.6%
01 自動車整備業	3			3			2	1	50.0%				4			3		
02 機械修理業	2															2		
03 クリーニング業	1			2	2	100.0%	2						2			3	1	33.3%
04 たばこ製造業																		
09 その他	8	2	25.0%	4			2						2			9	2	22.2%
02 鉱業	1																	
03 建設業	3	1	33.3%	5	1	20.0%	1						4			5	1	20.0%
04 運輸交通業	1												1			1	1	100.0%
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業																1	1	100.0%
01 ハイヤー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業																1	1	100.0%
03 道路貨物運送業	1																	
04 その他の運輸交通業													1					
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	121	16	13.2%	161	17	10.6%	88	13	14.8%	21	5	23.8%	124	11	8.9%	88	13	14.8%
06 農林業	3			1			5	1	20.0%	3			6			10	5	50.0%
07 畜産・水産業	1			1			2	1	50.0%	1			1					
08 商業	76	15	19.7%	64	11	17.2%	71	8	11.3%	20	2	10.0%	42	3	7.1%	60	4	6.7%
01 卸売業	20	5	25.0%	12	2	16.7%	5	2	40.0%	2			5	1	20.0%	6		
02 小売業	47	9	19.1%	50	9	18.0%	51	6	11.8%	15	1	6.7%	22	2	9.1%	44	4	9.1%
03 理美容業	5			1			12			2			13			8		
04 その他の商業	4	1	25.0%	1			3			1	1	100.0%	2			2		
09 金融広告業							3	3	100.0%									
10 映画・演劇業																		
11 通信業																		
12 教育研究	17			1	1	100.0%							5	1	20.0%	4	1	25.0%
13 保健衛生業	3			9			11	2	18.2%				11	2	18.2%	12	3	25.0%
01 医療保健業	2			3			1						2					
02 社会福祉施設	1			6			8	2	25.0%				9	2	22.2%	12	3	25.0%
03 その他の保健衛生業							2											
14 接客娯楽業	53	12	22.6%	32	9	28.1%	59	9	15.3%	3	1	33.3%	52	3	5.8%	58	10	17.2%
01 旅館業	18	3	16.7%	15	3	20.0%	23	4	17.4%	2			13			19	1	5.3%
02 飲食店	33	8	24.2%	17	6	35.3%	34	4	11.8%	1	1	100.0%	32	3	9.4%	36	8	22.2%
03 その他の接客娯楽業	2	1	50.0%				2	1	50.0%				7			3	1	33.3%
15 清掃・と畜業	1			5			11						3			4	2	50.0%
16 官公署																		
17 その他の事業	11	1	9.1%	6	1	16.7%	2						9	1	11.1%	5	1	20.0%
01 派遣業	1												3					
02 その他の事業	10	1	10.0%	6	1	16.7%	2						6	1	16.7%	5	1	20.0%
6号～17号 中計	165	28	17.0%	119	22	18.5%	164	24	14.6%	27	3	11.1%	129	10	7.8%	153	26	17.0%
合計	286	44	15.4%	280	39	13.9%	252	37	14.7%	48	8	16.7%	253	21	8.3%	241	39	16.2%

2024年2月22日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之

労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ 労働行政の拡充のための人員増を求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。

さて、昨年10月から茨城県の最低賃金は953円になりました。前年に比べ42円の引き上げは史上最高の額ではありますが、物価高の中で労働者の4割を超える非正規労働者は最低賃金ギリギリの低賃金で働くものも少なくなく、生活は困窮を極めています。

非正規労働者の7割近くが女性で、若者や高齢者が多いのが実態です。女性の非正規労働者は看護や介護、保育などのケア労働で働くものも多く、女性や若者、高齢者の低賃金は健全な社会の発展を阻害し、購買意欲の抑制は地域経済にも悪影響を及ぼしています。

私たち茨城労連は、物価高対策を強化するため、最低賃金を全国一律1500円に引き上げて1700円をめざすことを求めています。「8時間働けば人間らしい普通の生活ができる」社会と健全なジェンダー平等社会を早急に作っていくことが私たちの要求です。

つきましては、以下の事項を要請するとともに、文書で回答していただくことを要請いたします。

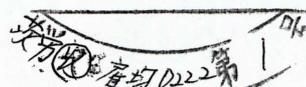
記

1. 憲法14条1項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
 - (1) 物価高対策に取り組み、「同一労働・同一賃金」や均等待遇を実現し、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、県内の企業を指導すること。
 - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対しては厳重に指導をすること。
 - (3) 「パワハラ防止法」を周知徹底し、パワハラ相談窓口の創設やパワハラ防止を就業規則に記載させるなどパワハラ根絶のために企業の取り組みを強化させること。
2. 最低賃金の引き上げについて
 - (1) 「最低賃金法」を改正し、最低賃金を1500円以上に引き上げ、1700円をめざすことを本省に要請すること。当面、茨城県の最低賃金を、24年に1000円以上とすることを茨城地方最低賃金審議会に働きかけること。
 - (2) 全国一律最低賃金制度を実現するよう本省に要請すること。
 - (3) 最低賃金の引き上げが広範な事業所で円滑に実施できるよう、税や社会保障費の負担軽減等中小企業・小規模事業者への財政支援を国の責任として充実させることを本庁に要請すること。
 - (4) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの人に周知できるようにすること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
 - (6) 茨城地方最低賃金審議会専門部会を県民にすべて公開し、傍聴を認めること。
3. コロナ対策に限らず感染症対策として、貴労働局が現在取り組んでいる小規模事業者や労働者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。



- 6.2.22



1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」(カンマ)の「、」(読点)への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店, 総合スーパー」の3種(改定の内容な次の表を参照)。このほか「,」(カンマ)の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

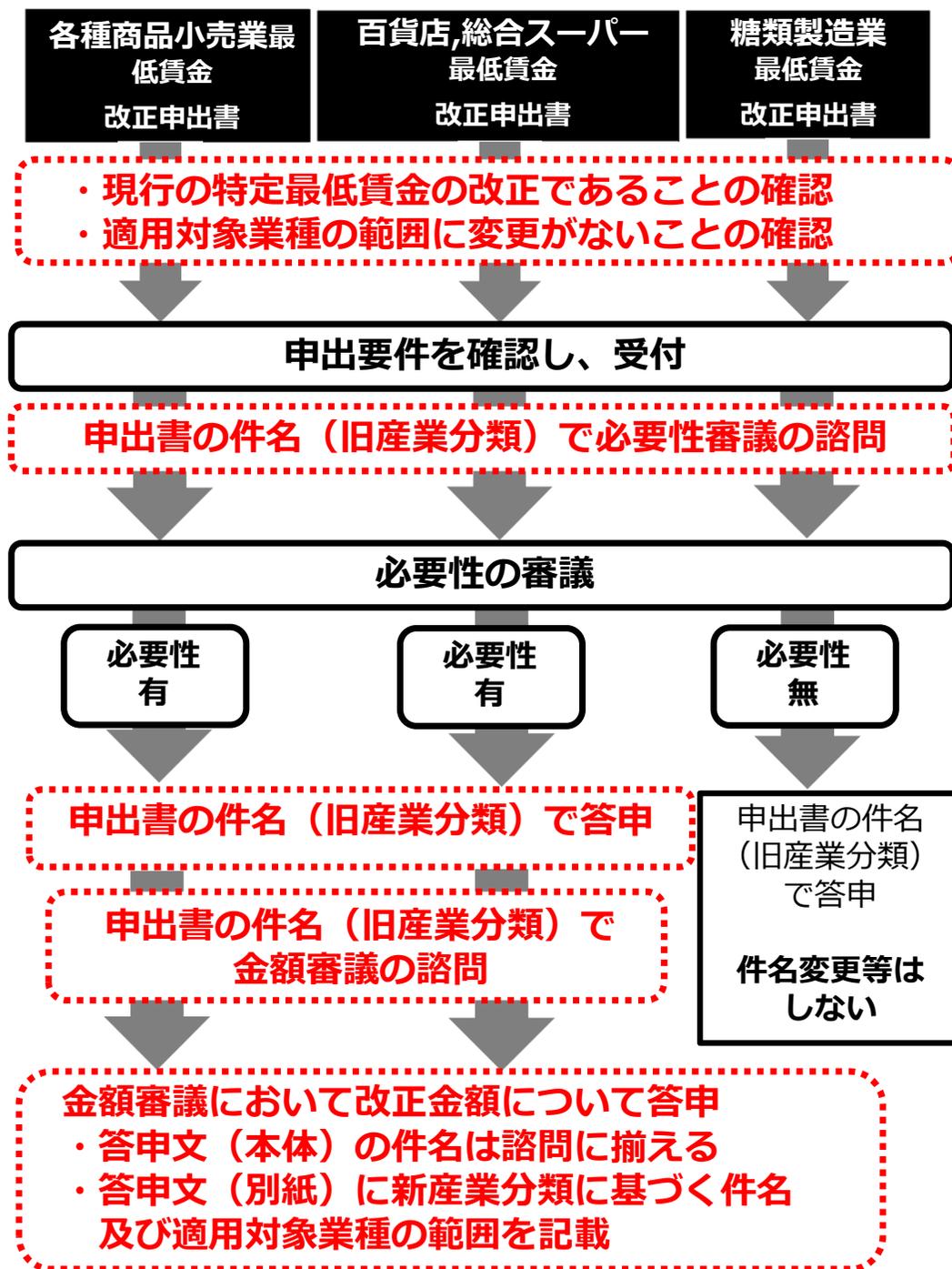
中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）
(以下、略)

件名は諮問に揃える

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)

<答申文（別紙）>

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

- (略)
- 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
- 4～6 (略)

新産業分類に基づく件名を記載

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- (略)
- 適用する使用者
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

分類項目の新旧対応表

※ 『「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣官房長官通知)』を踏まえ、従前のカンマを読点に修正しているが、下線を引いていない。

※ 二重下線を付した箇所が部会の審議の結果、諮問された改定案から修正された箇所である。

改定素案	現行(第13回改定)	備考
大分類 A－農業、林業	大分類 A－農業, 林業	
大分類 B－漁業	大分類 B－漁業	
大分類 C－鉱業、採石業、砂利採取業	大分類 C－鉱業, 採石業, 砂利採取業	
大分類 D－建設業	大分類 D－建設業	
06 総合工事業	06 総合工事業	
07 職別工事業(設備工事業を除く)	07 職別工事業(設備工事業を除く)	
070 管理、補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	070 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (07職別工事業)	
～	～	
079 その他の職別工事業	079 その他の職別工事業	
0791 ガラス工事業	0791 ガラス工事業	
0792 金属製建具工事業	0792 金属製建具工事業	
0793 木製建具工事業	0793 木製建具工事業	
0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	
0795 防水工事業	0795 防水工事業	
0796 解体・はつり工事業	0796 <u>はつり・解体</u> 工事業	名称変更
0799 他に分類されない職別工事業	0799 他に分類されない職別工事業	
08 設備工事業	08 設備工事業	
大分類 E－製造業	大分類 E－製造業	
09 食料品製造業	09 食料品製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
090	管理、補助的経済活動を行う事業所 (09食料品製造業)	090	管理、補助的経済活動を行う事業所 (09食料品製造業)	
	～		～	
095	<u>砂糖・でんぷん</u> 糖類製造業	095	糖類製造業	名称変更
0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
0952	砂糖精製業	0952	砂糖精製業	
0953	<u>でんぷん</u> 糖類製造業	0953	<u>ぶどう糖・水あめ・異性化糖</u> 製造業	名称変更
096	精穀・製粉業	096	精穀・製粉業	
097	パン・菓子製造業	097	パン・菓子製造業	
098	動植物油脂製造業	098	動植物油脂製造業	
099	その他の食料品製造業	099	その他の食料品製造業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
100	管理、補助的経済活動を行う事業所 (10飲料・たばこ・飼料製造業)	100	管理、補助的経済活動を行う事業所 (10飲料・たばこ・飼料製造業)	
101	清涼飲料製造業	101	清涼飲料製造業	
102	酒類製造業	102	酒類製造業	
1021	果実酒製造業	1021	果実酒製造業	
1022	<u>発泡性</u> 酒類製造業	1022	<u>ビール</u> 類製造業	名称変更
1023	清酒製造業	1023	清酒製造業	
1024	<u>醸造</u> 酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)			新設 (旧1024から)
1025	<u>蒸留</u> 酒類製造業			新設 (旧1024から)
1026	<u>混成</u> 酒類製造業			新設 (旧1021,1024から)
		1024	蒸留酒・混成酒製造業	廃止(分割して新 1022、1024、1025、 1026へ)

改定素案	現行(第13回改定)	備考
103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	
104 製氷業	104 製氷業	
105 たばこ製造業	105 たばこ製造業	
106 飼料・有機質肥料製造業	106 飼料・有機質肥料製造業	
11 繊維工業	11 繊維工業	
110 管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	110 管理、補助的経済活動を行う事業所(11繊維工業)	
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	
112 織物業	112 織物業	
113 ニット生地製造業	113 ニット生地製造業	
114 染色整理業	114 染色整理業	
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業	115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業	
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
1161 織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1161 織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1162 織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1162 織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1163 織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	1163 織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	
1164 織物製シャツ製造業 (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	1164 織物製シャツ製造業 (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	
1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・ 学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・ 学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1166 ニット製外衣製造業 (アウターシャツ類、セーター類等を除く)	1166 ニット製外衣製造業 (アウターシャツ類、セーター類等を除く)	名称変更
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	1167 ニット製アウターシャツ類製造業	
1168 セーター類製造業	1168 セーター類製造業	
1169 その他の外衣・シャツ製造業	1169 その他の外衣・シャツ製造業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
117 下着類製造業	117 下着類製造業	
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	
119 その他の繊維製品製造業	119 その他の繊維製品製造業	
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	
16 化学工業	16 化学工業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
170 管理、補助的経済活動を行う事業所 (17石油製品・石炭製品製造業)	170 管理、補助的経済活動を行う事業所 (17石油製品・石炭製品製造業)	
171 石油精製業	171 石油精製業	
172 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	172 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	名称変更
1721 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	1721 潤滑油・グリース製造業 (石油精製によらないもの)	名称変更
173 コークス製造業	173 コークス製造業	
～	～	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
210 管理、補助的経済活動を行う事業所 (21窯業・土石製品製造業)	210 管理、補助的経済活動を行う事業所 (21窯業・土石製品製造業)	
211 ガラス・同製品製造業	211 ガラス・同製品製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
212	セメント・同製品製造業	212	セメント・同製品製造業	
213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	213	建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	
2131	粘土がわら製造業	2131	粘土かわら製造業	名称変更
2132	普通れんが製造業	2132	普通れんが製造業	
2139	その他の建設用粘土製品製造業	2139	その他の建設用粘土製品製造業	
214	陶磁器・同関連製品製造業	214	陶磁器・同関連製品製造業	
	～		～	
22	鉄鋼業	22	鉄鋼業	
23	非鉄金属製造業	23	非鉄金属製造業	
24	金属製品製造業	24	金属製品製造業	
25	はん用機械器具製造業	25	はん用機械器具製造業	
250	管理、補助的経済活動を行う事業所 (25はん用機械器具製造業)	250	管理、補助的経済活動を行う事業所 (25はん用機械器具製造業)	
251	ボイラ・原動機製造業	251	ボイラ・原動機製造業	
252	ポンプ・圧縮機器製造業	252	ポンプ・圧縮機器製造業	
253	一般産業用機械・装置製造業	253	一般産業用機械・装置製造業	
2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
2532	エレベータ・エスカレータ製造業	2532	エレベータ・エスカレータ製造業	
2533	物流運搬設備製造業	2533	物流運搬設備製造業	
2534	工業窯炉製造業(燃焼炉)	2534	工業窯炉製造業	名称変更
2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	
259	その他のはん用機械・同部分品製造業	259	その他のはん用機械・同部分品製造業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
280 管理、補助的経済活動を行う事業所 (28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	280 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
281 電子デバイス製造業	281 電子デバイス製造業	
282 電子部品製造業	282 電子部品製造業	
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	名称変更
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
283 記録メディア製造業	283 記録メディア製造業	
～	～	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
290 管理、補助的経済活動を行う事業所 (29電気機械器具製造業)	290 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (29電気機械器具製造業)	
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
292 産業用電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業	
2921 電気溶接機製造業	2921 電気溶接機製造業	
2922 内燃機関電装品製造業	2922 内燃機関電装品製造業	
2923 電気炉・電熱装置製造業		新設 (旧2929から)
2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用、船舶用を含む)	2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用,船舶用を含む)	
～	～	
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	

改定素案		現行(第13回改定)		備考
300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (30情報通信機械器具製造業)	300	管理、補助的経済活動を行う事業所 (30情報通信機械器具製造業)	
301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011	有線通信機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	
3012	<u>スマートフォン</u> ・携帯電話機・PHS電話機製造業	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	名称変更
3013	無線通信機械器具製造業	3013	無線通信機械器具製造業	
3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015	交通信号保安装置製造業	3015	交通信号保安装置製造業	
3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
302	映像・音響機械器具製造業	302	映像・音響機械器具製造業	
303	電子計算機・同附属装置製造業	303	電子計算機・同附属装置製造業	
31	輸送用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	32	その他の製造業	
大分類	Fー電気・ガス・熱供給・水道業	大分類	Fー電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業	33	電気業	
330	管理、補助的経済活動を行う事業所 (33電気業)	330	管理、補助的経済活動を行う事業所 (33電気業)	
331	電気業	331	電気業	
<u>3311</u>	<u>発電業</u>			新設
<u>3312</u>	<u>送配電業</u>			新設
<u>3313</u>	<u>電気小売業</u>			新設(旧5599、6099 から)
<u>3314</u>	<u>電気卸供給業</u>			新設
		<u>3311</u>	<u>発電所</u>	廃止

改定素案	現行(第13回改定)	備考
<p>34 ガス業</p> <p>340 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34ガス業)</p> <p>341 ガス業</p> <p>3411 ガス製造業</p> <p>3412 ガス導管業</p> <p>3413 ガス小売業</p> <p>35 熱供給業</p> <p>36 水道業</p> <p>大分類 G-情報通信業</p> <p>大分類 H-運輸業、郵便業</p> <p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>480 管理、補助的経済活動を行う事業所 (48運輸に附帯するサービス業)</p> <p>～</p> <p>489 その他の運輸に附帯するサービス業</p>	<p>3312 変電所</p> <p>34 ガス業</p> <p>340 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34ガス業)</p> <p>341 ガス業</p> <p>3411 ガス製造工場</p> <p>3412 ガス供給所</p> <p>35 熱供給業</p> <p>36 水道業</p> <p>大分類 G-情報通信業</p> <p>大分類 H-運輸業, 郵便業</p> <p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>480 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (48運輸に附帯するサービス業)</p> <p>～</p> <p>489 その他の運輸に附帯するサービス業</p>	<p>廃止</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>新設(旧5599、6099から)</p>

改定素案	現行(第13回改定)	備考
4891 海運仲立業	4891 海運仲立業	
4892 <u>レッカー・ロードサービス業</u>		新設 (旧9299から)
4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業	4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
49 郵便業(信書便事業を含む)	49 郵便業(信書便事業を含む)	
大分類 I-卸売業、小売業	大分類 I-卸売業、小売業	
50 各種商品卸売業	50 各種商品卸売業	
51 繊維・衣服等卸売業	51 繊維・衣服等卸売業	
52 飲食料品卸売業	52 飲食料品卸売業	
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
54 機械器具卸売業	54 機械器具卸売業	
55 その他の卸売業	55 その他の卸売業	
56 各種商品小売業	56 各種商品小売業	
560 管理、補助的経済活動を行う事業所 (56各種商品小売業)	560 管理、補助的経済活動を行う事業所 (56各種商品小売業)	
561 <u>百貨店</u>		新設
5611 <u>百貨店</u>		新設 (旧5611から)
562 <u>総合スーパーマーケット</u>		新設
5621 <u>総合スーパーマーケット</u>		新設 (旧5611から)
	561 <u>百貨店, 総合スーパー</u>	廃止
	5611 <u>百貨店, 総合スーパー</u>	廃止(分割して新 5611、5621へ)
563 <u>コンビニエンスストア</u>		新設
5631 <u>コンビニエンスストア</u>		名称変更及び項目 移動(旧5891から)

改定素案	現行(第13回改定)	備考
564 <u>ドラッグストア</u>		新設
5641 <u>ドラッグストア</u>		項目移動 (旧6031から)
565 <u>ホームセンター</u>		新設
5651 <u>ホームセンター</u>		項目移動 (旧6091から)
566 <u>均一価格店</u>		新設
5661 <u>均一価格店</u>		新設(小売業56～60 内の各細分類から)
569 <u>その他の各種商品小売業</u>	569 <u>その他の各種商品小売業</u> (従業者が常時50人未満のもの)	名称変更
5699 <u>その他の各種商品小売業</u>	5699 <u>その他の各種商品小売業</u> (従業者が常時50人未満のもの)	名称変更
57 織物・衣服・身の回り品小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	
58 飲食料品小売業	58 飲食料品小売業	
580 管理、補助的経済活動を行う事業所 (58飲食料品小売業)	580 管理、補助的経済活動を行う事業所 (58飲食料品小売業)	
581 各種食料品小売業	581 各種食料品小売業	
5811 <u>食料品スーパーマーケット</u>		新設 (旧5811から)
5819 <u>その他の各種食料品小売業</u>		新設 (旧5811から)
	5811 各種食料品小売業	廃止 (新5811、5819へ)
582 野菜・果実小売業	582 野菜・果実小売業	
～	～	
589 その他の飲食料品小売業	589 その他の飲食料品小売業	
	5891 <u>コンビニエンスストア</u> (飲食料品を中心とするものに限る)	項目移動 (新5631へ)
5891 牛乳小売業	5892 牛乳小売業	項目番号変更
5892 飲料小売業(別掲を除く)	5893 飲料小売業(別掲を除く)	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
5893	茶類小売業	5894	茶類小売業	項目番号変更
5894	料理品小売業	5895	料理品小売業	項目番号変更
5895	米穀類小売業	5896	米穀類小売業	項目番号変更
5896	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	項目番号変更
5897	乾物小売業	5898	乾物小売業	項目番号変更
5899	他に分類されない飲食料品小売業	5899	他に分類されない飲食料品小売業	
59	機械器具小売業	59	機械器具小売業	
60	その他の小売業	60	その他の小売業	
600	管理、補助的経済活動を行う事業所 (60その他の小売業)	600	管理、補助的経済活動を行う事業所 (60その他の小売業)	
601	家具・建具・畳小売業	601	家具・建具・畳小売業	
602	じゅう器小売業	602	じゅう器小売業	
603	医薬品・化粧品小売業	603	医薬品・化粧品小売業	
		6031	<u>ドラッグストア</u>	項目移動 (新5641へ)
6031	医薬品小売業(薬局を除く)	6032	医薬品小売業(<u>調剤薬局</u> を除く)	名称変更、項目番号変更
6032	薬局	6033	調剤薬局	名称変更、項目番号変更
6033	化粧品小売業	6034	化粧品小売業	項目番号変更
604	農耕用品小売業	604	農耕用品小売業	
～		～		
609	他に分類されない小売業	609	他に分類されない小売業	
		6091	<u>ホームセンター</u>	項目移動 (新5651へ)
6091	たばこ・喫煙具専門小売業	6092	たばこ・喫煙具専門小売業	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
6092	花・植木小売業	6093	花・植木小売業	項目番号変更
6093	建築材料小売業	6094	建築材料小売業	項目番号変更
6094	ジュエリー製品小売業	6095	ジュエリー製品小売業	項目番号変更
6095	ペット・ペット用品小売業	6096	ペット・ペット用品小売業	項目番号変更
6096	骨とう品小売業	6097	骨とう品小売業	項目番号変更
6097	中古品小売業(骨とう品を除く)	6098	中古品小売業(骨とう品を除く)	項目番号変更
6099	他に分類されないその他の小売業	6099	他に分類されないその他の小売業	
61	無店舗小売業	61	無店舗小売業	
大分類	J-金融業、保険業	大分類	J-金融業、保険業	
大分類	K-不動産業、物品賃貸業	大分類	K-不動産業、物品賃貸業	
大分類	L-学術研究、専門・技術サービス業	大分類	L-学術研究、専門・技術サービス業	
大分類	M-宿泊業、飲食サービス業	大分類	M-宿泊業、飲食サービス業	
75	宿泊業	75	宿泊業	
76	飲食店	76	飲食店	
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
770	管理、補助的経済活動を行う事業所 (77持ち帰り・配達飲食サービス業)	770	管理、補助的経済活動を行う事業所 (77持ち帰り・配達飲食サービス業)	
771	持ち帰り飲食サービス業	771	持ち帰り飲食サービス業	
772	配達飲食サービス業	772	配達飲食サービス業	
<u>773</u>	<u>施設給食業</u>			新設
<u>7731</u>	<u>施設給食業</u>			新設 (旧7721から)
大分類	N-生活関連サービス業、娯楽業	大分類	N-生活関連サービス業、娯楽業	

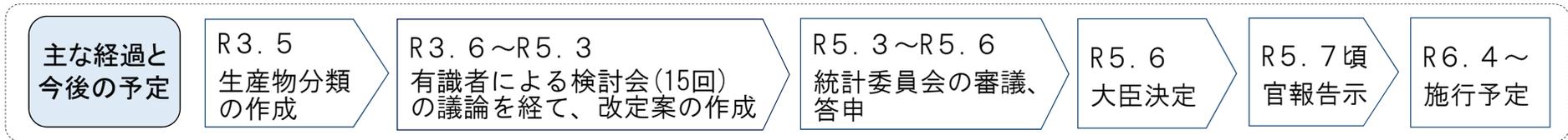
改定素案		現行(第13回改定)		備考
804	スポーツ施設提供業	804	スポーツ施設提供業	
	～		～	
大分類	O-教育、学習支援業	大分類	O-教育、学習支援業	
81	学校教育	81	学校教育	
810	管理、補助的経済活動を行う事業所 (81学校教育)	810	管理、補助的経済活動を行う事業所 (81学校教育)	
812	小学校	812	小学校	
813	中学校、義務教育学校	813	中学校	名称変更
8131	中学校	8131	中学校	
8132	義務教育学校			新設
814	高等学校、中等教育学校	814	高等学校、中等教育学校	
	～		～	
818	学校教育支援機関	818	学校教育支援機関	
8181	高等教育機関の支援機関	8181	学校教育支援機関	名称変更
819	幼保連携型認定こども園	819	幼保連携型認定こども園	
82	その他の教育、学習支援業	82	その他の教育、学習支援業	
大分類	P-医療、福祉	大分類	P-医療、福祉	
83	医療業	83	医療業	
830	管理、補助的経済活動を行う事業所 (83医療業)	830	管理、補助的経済活動を行う事業所 (83医療業)	
	～		～	
835	施術業	835	療術業	名称変更
8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師・柔道整復師の施術所	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師・柔道整復師の施術所	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
<u>8352</u> 療術業		名称変更及び項目移動(旧8359から)
	<u>8359</u> その他の療術業	項目移動(新8352へ)
836 医療に附帯するサービス業	836 医療に附帯するサービス業	
84 保健衛生	84 保健衛生	
840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	840 管理、補助的経済活動を行う事業所(84保健衛生) ～	
849 その他の保健衛生	849 その他の保健衛生	
8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	8491 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)	
8492 検査業	8492 検査業	
	8493 消毒業	廃止(新9295へ)
8499 他に分類されない保健衛生	8499 他に分類されない保健衛生	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業	
850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	850 管理、補助的経済活動を行う事業所(85社会保険・社会福祉・介護事業)	
851 社会保険事業団体 ～	851 社会保険事業団体 ～	
854 老人福祉・介護事業	854 老人福祉・介護事業	
8541 特別養護老人ホーム	8541 特別養護老人ホーム	
8542 介護老人保健施設	8542 介護老人保健施設	
<u>8543</u> 介護医療院		新設
<u>8544</u> 通所・短期入所介護事業	<u>8543</u> 通所・短期入所介護事業	項目番号変更
<u>8545</u> 訪問介護事業	<u>8544</u> 訪問介護事業	項目番号変更

改定素案		現行(第13回改定)		備考
8546	認知症老人グループホーム	8545	認知症老人グループホーム	項目番号変更
8547	有料老人ホーム	8546	有料老人ホーム	項目番号変更
8549	その他の老人福祉・介護事業	8549	その他の老人福祉・介護事業	
855	障害者福祉事業	855	障害者福祉事業	
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
大分類	Qー複合サービス事業	大分類	Qー複合サービス事業	
大分類	Rーサービス業(他に分類されないもの)	大分類	Rーサービス業(他に分類されないもの)	
88	廃棄物処理業	88	廃棄物処理業	
89	自動車整備業	89	自動車整備業	
90	機械等修理業(別掲を除く)	90	機械等修理業(別掲を除く)	
91	職業紹介・労働者派遣業	91	職業紹介・労働者派遣業	
92	その他の事業サービス業	92	その他の事業サービス業	
920	管理、補助的経済活動を行う事業所 (92その他の事業サービス業)	920	管理、補助的経済活動を行う事業所 (92その他の事業サービス業)	
921	速記・ワープロ入力・複写業	921	速記・ワープロ入力・複写業	
922	建物等維持管理業	922	建物サービス業	名称変更
9221	ビルメンテナンス業	9221	ビルメンテナンス業	
9229	その他の建物等維持管理業	9229	その他の建物サービス業	名称変更
923	警備業	923	警備業	
929	他に分類されない事業サービス業	929	他に分類されない事業サービス業	
9291	ディスプレイ業	9291	ディスプレイ業	
9292	産業用設備洗浄業	9292	産業用設備洗浄業	

改定素案	現行(第13回改定)	備考
9293 看板書き業	9293 看板書き業	
9294 コールセンター業	9294 コールセンター業	
9295 <u>ペストコントロール業</u>		新設(旧8493、9229等から)
9299 他に分類されないその他の事業サービス業	9299 他に分類されないその他の事業サービス業	
93 政治・経済・文化団体	93 政治・経済・文化団体	
94 宗教	94 宗教	
95 その他のサービス業	95 その他のサービス業	
96 外国公務	96 外国公務	
大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)	大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)	
97 国家公務	97 国家公務	
98 地方公務	98 地方公務	
981 都道府県の機関	981 都道府県機関	名称変更
9811 都道府県の機関	9811 都道府県機関	名称変更
982 市町村の機関	982 市町村機関	名称変更
9821 市町村の機関	9821 市町村機関	名称変更
大分類 T-分類不能の産業	大分類 T-分類不能の産業	

日本標準産業分類 第14回改定の概要



① コロナ禍を背景とした産業動向、脱炭素の取組等を把握するための分類項目を新設

【コロナ禍が背景】

- 「食料品スーパーマーケット」
- 「配達飲食サービス業」、「施設給食業」
- 「ペストコントロール業」

【脱炭素】

- 「電気炉・電熱装置製造業」

【公共的な役割の高まり】

- 「レッカー・ロードサービス業」

【業態別小売業の動向把握】

- 「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」

② 制度改正に対応した分類項目の設定

「発電業、送配電業等」、「ガス小売業」、「義務教育学校」、「介護医療院」、「醸造酒類製造業等」

③ 前回改定時における答申の指摘事項、第Ⅲ期公的統計基本計画における課題等への対応

前回答申時の指摘と対応

- 「分類の基準」の妥当性の検討
⇒ 国際分類や生産物分類(R3.5作成)を踏まえ、供給側の位置付けを明確化
- 第12回改定時に設定された項目の検証
⇒ 経済センサスの調査結果を精査し、大きな問題はなかったことを確認
- 調剤薬局の名称変更
⇒ 根拠法の改正を踏まえて「薬局」に変更
- レッカー車業の新設【再掲】
⇒ 一定の市場規模があり、災害対応への貢献を考慮して立項

第Ⅲ期公的統計基本計画の指摘と対応

- 供給側の視点からの検討（SUT体系への移行）
⇒ 今回、大きく見直すことは困難であったが、GDPの上位を占める4分野（製造業、卸売業、小売業、サービス業）で課題を整理。今後も検討を継続。
- 専従の労働者等が存在しない法人等の位置付け
⇒ 統計調査の目的によっては、そのような事業所を取り扱うことができるよう修正

日本標準産業分類の分類構成等

日本標準産業分類とは

行政機関等が作成する公的統計の相互比較と利用の向上を可能とするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの

分類の基準

- 生産に投入される財又はサービスの種類
- 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

適用単位と決定方法

- 事業所ごと
- 事業所において複数の経済活動が行われている場合には、主要な活動（売上高等）により決定

分類構成

- 4層構成
- 分類項目数
 - ・ 大分類 (20)
 - ・ 中分類 (99)
 - ・ 小分類 (536)
 - ・ 細分類 (1,473)

大分類の構成

A	農業、林業	K	不動産業、物品賃貸業
B	漁業	L	学術研究、専門・技術サービス業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	M	宿泊業、飲食サービス業
D	建設業	N	生活関連サービス業、娯楽業
E	製造業	O	教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	P	医療、福祉
G	情報通信業	Q	複合サービス業
H	運輸業、郵便業	R	サービス業(他に分類されないもの)
I	卸売業、小売業	S	公務(他に分類されるものを除く)
J	金融業、保険業	T	分類不能の産業

活用状況

国勢調査、経済センサス等の公的統計において主に活用され、その調査結果を基にして施策展開等に貢献

具体的な改定内容 I ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設① ～

食料品スーパーマーケット

前回改定では、「食料品スーパーマーケット」は「各種食料品小売業」に分類されるが、例示等により明示されていなかった。さらに、「各種食料品小売業」には、土産物店等の多種の小売店が含まれていた状況。

「食料品スーパーマーケット」は、消費者の利用頻度が高く、非常時にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であり、コロナ禍を背景に、その実態を把握することが政策上また統計上において必要であるために新設。

＜ 大分類-卸売業、小売業 ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
58			飲食料品小売業
	581		各種食料品小売業
		5811	各種食料品小売業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
58			飲食料品小売業	
	581		各種食料品小売業	
		5811	食料品スーパーマーケット	旧5811から 新設
		5819	その他の各種食料品小売業	旧5811から 新設

コロナ禍が背景

配達飲食サービス業 + 施設給食業

前回改定の「配達飲食サービス業」は、調理とデリバリーを行う配達飲食業と病院や民間企業等において食事を提供する施設給食業といった主に二つの異なる産業活動から構成。

コロナ禍を背景に、昨今のフードデリバリー市場の拡大を踏まえた配達飲食サービス業に加え、施設給食業の動向を把握するため、現行の分類対象を2つに分割して、「施設給食業」と「配達飲食サービス業」を新設。

＜ 大分類M-宿泊業、飲食サービス業 ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
77			持ち帰り・配達飲食サービス業
	772	7721	配達飲食サービス業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
77			持ち帰り・配達飲食サービス業	
	772	7721	配達飲食サービス業	
	773	7731	施設給食業	旧7721から 新設

具体的な改定内容 I ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設② ～

コロナ禍が背景

ペストコントロール業

前回改定では、害獣や害虫の防除や駆除、細菌やウイルスの消毒、衛生管理を行う「ペストコントロール業」が分類される明確な項目がなかった。

市場規模が一定程度あり、コロナ禍を背景に今後の拡大が見込まれるため、公衆衛生の一分野として動向を把握するために新設。

＜ 大分類R-サービス業（他に分類されないもの） ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
84			保健衛生
	849	8493	消毒業
92			その他の事業サービス業
	922	9221	ビルメンテナンス業
		9229	その他の建物サービス業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
92			その他の事業サービス業	
	929		他に分類されない事業サービス業	
		9295	ペストコントロール業	新設 (旧8493、9221、9229から)

脱炭素

電気炉・電熱装置製造業

前回改定では、「その他の産業用電気機械器具製造業」の例示として、「電気炉製造業」と「電熱装置製造業（窯炉用）」が記載。

2050年のカーボンニュートラルの目標達成に向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するために新設。

＜ 大分類E-製造業 ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
29			電気機械器具製造業
	292		産業用電気機械器具製造業
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用, 船舶用を含む)



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
29			電気機械器具製造業	
	292		産業用電気機械器具製造業	
		2923	電気炉・電熱装置製造業	2929から 新設

具体的な改定内容 I ～ 産業動向の変化に対応した分類項目の新設③ ～

業態別小売業の動向把握

均一価格店、百貨店、総合スーパーマーケット

近年、店舗数が増加している百円ショップは、前回改定の産業分類に例示もなく、複数の分類項目に分類されていた。今回、その動向を適切に把握するため、「均一価格店」として新設。

また、前回改定では、「百貨店」と「総合スーパーマーケット」は一つの分類項目であった。両者は業態（販売方法等）が異なる上、市場動向が異なることも考慮し、それぞれの動向を適切に把握するため、現行の分類項目を分割して新設。

< 大分類R-卸売業、小売業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	分割して新設
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	

レッカー・ロードサービス業

前回(第13回)改定時の答申における指摘事項への対応

前回改定では、レッカー車業は「その他の事業サービス業」の例示として記載。

近年、「レッカー車業」が昨今の災害や事故への対応といった公共的・社会的役割を担ってきているため、国際標準産業分類の記載内容を参考にしつつ、24時間体制による社会への貢献も踏まえて新設。

< 大分類R-サービス業（他に分類されないもの） >

中分類	小分類	細分類	項目名
92			その他の事業サービス業
	929		他に分類されない事業サービス業
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業



< 大分類H-運輸業、郵便業 >

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
48			運輸に附帯するサービス業	
	489		その他の運輸に附帯するサービス業	
		4892	レッカー・ロードサービス業	旧9299から新設

公共的な役割の高まり

具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設① ～

発電業、送配電業等

昨今のエネルギー分野の一体改革の下、電気事業法が改正され、電力小売が全面自由化されたことに伴い、電気事業者の類型が「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」に大別された。

前回改定の「電気業」には、「発電所」と「変電所」の2つの分類項目があったが、上述の制度改正を踏まえて「発電業」等を新設。

＜ 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
33			電気業
	331		電気業
		3311	発電所
		3312	変電所



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
33			電気業	
	331		電気業	
		3311	発電業	新設
		3312	送配電業	新設
		3313	電気小売業	卸売業、小売業から新設
		3314	電気卸供給業	新設

ガス小売業

昨今のエネルギー分野の一体改革の下、ガス事業法が改正され、ガス小売が全面自由化されたことに伴い、ガス事業者の類型が「生産（製造事業）」、「供給（導管事業）」、「販売（小売事業）」に大別された。

前回改定のガス業には、「ガス製造工場」と「ガス供給所」の2つの分類項目があったが、上述の制度改正を踏まえて「ガス小売業」の新設等を行った。

＜ 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 ＞

中分類	小分類	細分類	項目名
34			ガス業
	341		ガス業
		3411	ガス製造工場
		3412	ガス供給所



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
34			ガス業	
	341		ガス業	
		3411	ガス製造業	名称変更
		3412	ガス導管業	名称変更
		3413	ガス小売業	卸売業、小売業から新設

具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設② ～

義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法」の改正（H27年）により、「義務教育学校」の制度が創設された。

前回改定には「義務教育学校」の分類項目がなかったため、上述の制度改正を踏まえて新設。

< 大分類O-教育、学習支援業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
81			学校教育
	813		中学校
		8131	中学校



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
81			学校教育	
	813		中学校、義務教育学校	名称変更
		8131	中学校	
		8132	義務教育学校	新設

介護医療院

今後の増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「介護保険法」の改正（H29年）により、新たに「介護医療院」が創設された。

前回改定には「介護医療院」の分類項目がなかったため、上述の制度改正を踏まえて新設。

< 大分類P-医療、福祉 >

中分類	小分類	細分類	項目名
85			社会保険・社会福祉・介護事業
	854		老人福祉・介護事業
		8541	特別養護老人ホーム
		8542	介護老人保健施設
		8543	通所・短期入所介護事業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
85			社会保険・社会福祉・介護事業	
	854		老人福祉・介護事業	
		8541	特別養護老人ホーム	
		8542	介護老人保健施設	
		8543	介護医療院	新設
		8544	通所・短期入所介護事業	項目番号変更

(注) 上記の2つの表に記載している細分類以外にも細分類はあるが、それらは省略。

具体的な改定内容Ⅱ ～ 制度改正に対応した分類項目の新設 ③ ～

醸造酒類製造業等

酒類の生産や消費の態様の変化に伴って、「酒税法」の課税上の分類である「酒類」間で税負担の不均衡が顕著になってきたため、H29年に酒税法が改正され、原料や製造方法により発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4区分が設定された。

前回改定の「酒類製造業」には、「果実酒製造業」等の4つの分類項目はあったが、上述の制度改正を踏まえて「醸造酒製造業（果実酒、清酒を除く。）」等を新設。なお、「果実酒製造業」と「清酒製造業」は、前回改定において分類項目があり、現在でも一定の市場規模があることから、今回改定においても項目を設定。

< 大分類E-製造業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
10			飲料・たばこ・飼料製造業
	102		酒類製造業
		1021	果実酒製造業
		1022	ビール類製造業
		1023	清酒製造業
		1024	蒸留酒・混成酒製造業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
10			飲料・たばこ・飼料製造業	
	102		酒類製造業	
		1021	果実酒製造業	
		1022	発泡性酒類製造業	名称変更
		1023	清酒製造業	
		1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）	旧1024から 新設
		1025	蒸留酒類製造業	旧1024から 新設
		1026	混成酒類製造業	旧1021、1024から 新設

具体的な改定内容Ⅲ ～ 前回の答申等の課題への対応 ～

① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項と対応

【課題】

【「分類の基準（産業の類似性）」の妥当性の検討】

生産物の類似性から記載している現行の「分類の基準（産業の類似性）」と国際分類の記載内容を比較し、その妥当性を検討

【第12回改定時(H19年)に設定された分類項目の検証】

「無店舗小売業」と「管理・補助的経済活動を行う事業所」を対象に、経済センサスの結果における問題点の把握と検証

【調剤薬局の名称の検討】

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」の分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえて検討

【レッカー車業の新設の検討】

レッカー車業の実態把握を行った上で、国際比較の観点も含め、新設の適否を検討

【対応】

産業の類似性を判断する基準については、国際分類との整合性や需要側の生産物分類が作成されたことも踏まえ、現行の生産物（財やサービス）の類似性からではなく、生産に必要な原材料や生産方法の類似性から記載することに変更

経済センサスの調査結果を精査した結果、当該分類の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかったことを確認

令和元年に改正された根拠法（略称は薬機法）において定義されている「薬局」に項目名を修正。なお、根拠法に基づいて名称と説明文を変更したままであり、分類対象に変更はない。

実態調査の結果、立項に必要な産業規模があり、また、24時間体制等により災害対応を担っている社会的役割を考慮して項立て

② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応

【課題】

【生産技術の類似性の観点からの検討】…SUT体系への移行に向けた取組

生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

【専従の労働者等が存在しない法人等】

現行の産業分類の事業所の定義では、「人と設備」が要件となっており、「専従の役員・労働者等が存在しない法人等」の位置付けがなかったため、産業分類における整理に取り組む。

【対応】

今回（14回）の改定では、生産技術の類似性の観点から産業分類を大きく見直すことは困難であったため、GDPの上位を占める四分野（製造業、卸売業、小売業、サービス業）を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理

統計調査の目的によっては、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正
(注) 産業分類において、従前はこのような法人を事業所として扱うことができなかった。